

私共が一日も早く目的港に到着する事を懇望し焦急して居られた乗客方及び急送を要する貨物の本船にある事を知りながら下船する事に就ては、理由がありまらず、止むに止まれぬ其の理由、社會の地位と乗客方の御立候ある事など豫知せばから、之を断行されねばならぬ、吾々の苦しい立場を御諒解して頂きたいのです。

(三)

私共は去る五月十九日別紙の如き歎願書を郵司同友會(郵船會社司尉部員)團体へ託し、日本郵船會社宛提出しました。之は總べて勞働条件に直接關係のないものはかりでありますて、會社は之を採用する事に依つて乗客方の御満足を得る事が出来、從つて之の發展に資する事甚大なるもうかるのみならず、船内の古い電灯、油燈等の廢止され、能率も上り、平和も保たれらるります。(吾々は素朴な多くの經濟上の要求も持つて居ますか、殊に今日の社會状態を考慮してゐるのです)

(四)

故に吾々は、八項目の歎願書が異議なく容れられ事と信じて一旦期待を居りました。

(五)

しかし物事には行き違が生じ易いものでありますから、最善の方策として回答期日<sup>六月五日</sup>と定め条項の説明交渉方を遺漏ないやう郵司同友會へ依頼したのであります。

(六)

然る結果は不幸にも斯の如き事に至りました。誠意があるのか、無いのか、何らかの處へ達ひましたが、會社は吾々に満足な回答を與へくれませぬ。勿論吾々は現在迄の過程に於て円満なり解決を得んが為めに最善の手段を盡しました。

最早二以上は、今日以上の行動に依つて會社の反対を促すより他の方略は無いとあります。

(七)

さは云々ハ、私共は、乗客皆様及乗組員各位に御迷惑かけねばならぬ事を心から遺憾に思ひます。

そこで止むを得る場合の唯一の方策として、数人のものが居残り、皆様方の食事を司ること、致します。とて間合日を定め、一はらく間を御幸拝下さい。